

議案第17号

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（団員の種類）

第2条の2 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。

3 機能別団員は、消防団長（以下「団長」という。）が定める特定の任務に従事する団員とする。

第3条中「消防団長（以下「団長」という。）」を「団長」に改め、同条第1号中「消防団」を「本市」に、「者」を「者（機能別団員にあっては、本市の区域内に居住し、又は勤務する者）」に改める。

第5条第2項中第2号を削り、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を

加える。

(1) 第3条第1号に該当しなくなったとき。

第10条本文中「団員」を「団員（本市の区域内に居住する者に限る。以下この条において同じ。）」に改める。

第13条中「27,400円」を「27,400円（機能別団員にあつては、9,100円）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

新たに機能別消防団員制度を導入することに伴い、消防団員の種類及び機能別団員の報酬の額を定める等のため、本案を提出する。